

道路工事にともない交通制限を実施する場合、下記事項を遵守すること。

記

- 1 工事实施前に工事箇所付近住民に対し広報を徹底し、周知すること。
- 2 工事实施前に交通制限予告を行うこと。
- 3 工事实施にともない、工事標識、工事予告標識、迂回路標識及び必要な場合は、信号機等を必要各箇所に設置し、一般通行者が支障なく通行できるよう万全を期すること。また、休工等により、交通制限を解除する場合には看板等にその旨を表示すること。
- 4 工事箇所及びその周辺に自主交通誘導員及び監視員を配置し、事故防止等に万全を期すること。
- 5 道路工事が夜間の場合及び夜間に及ぶ場合は、赤色灯又は黄色点滅灯を設置し、交通障害のないよう十分留意すること。
- 6 工事区域内においては、防護柵設置等必要な処置を講じ、作業現場と一般交通道路（歩道）との区別を明らかにし、事故防止に努めること。
- 7 工事箇所道路を交通制限を実施するにともない、周辺道路の交通規制が一般交通に支障となる場合は、所轄警察署長の許可を得て、規制の一部解除等必要な措置を講ずること。
- 8 工事用の資材等は、工事箇所周囲の道路上に放置しないこと。
- 9 本工事完了後、速やかに道路の復旧を行い、工事着手前の道路状態を確保すること。
- 10 本工事により道路標識（標示）等に移設、抹消、破損した場合、これを速やかに復元、復旧すること。
- 11 交通法規等関係法令を遵守し、また、道路管理者及び所轄警察署長の指示に従い、事故防止、一般通行の安全に万全の配慮をすること。
- 12 別紙公安委員会意見を遵守すること。

担 当 岐阜市基盤整備部土木管理課

TEL 058-214-4719